

笛吹市国民健康保険通信

「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

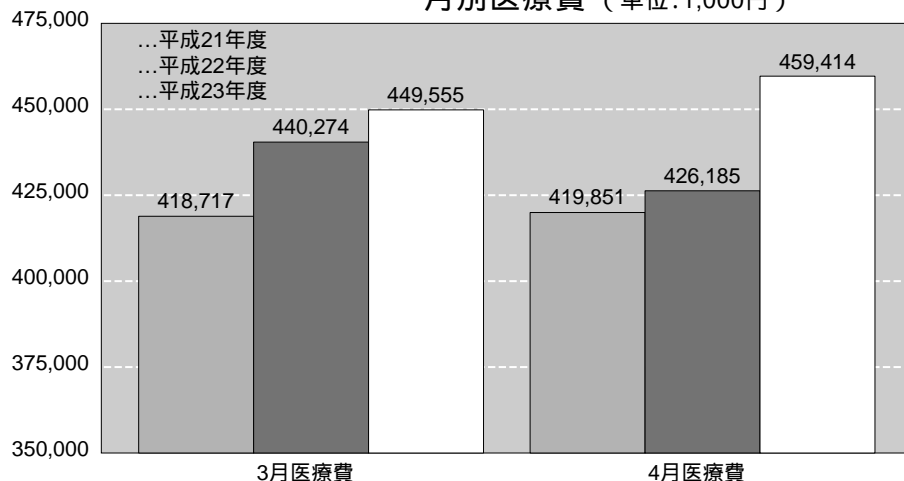
4月医療費 大幅増!! (国保会計からの支払分の状況)

平成23年4月の医療費は4億5,941万4,000円で、一人当たりになると1万9,375円でした。平成22年4月と比較して、1,757円(+9.9%)も上がりました。前年同月からの増加は2カ月連続となりました。

このままいくと、国保会計はパンクしてしまいます。税を上げる事態にもつながります。

市で行っている、特定健診・人間ドック等を受け、重い症状を招く前に対応する、一人ひとりの医療費への意識が大事です。また、なるべく医者にかからずに済むよう、日頃の健康管理に心がけましょう。安定した国保運営のためにも、皆さんのご協力をお願いします。

月別医療費 (単位:1,000円)



国民健康保険高齢受給者証

70歳（昭和16年8月1日以前の誕生日）から74歳の方全員に発行されます。

8月1日からご利用いただく新しい国民健康保険高齢受給者証（以下「受給者証」）を送付しました。この受給者証の「一部負担金の割合」は、「平成22年1月1日から12月31日までの所得」により更新されます。

国保に加入する世帯主あてに送付されますので、対象者名の確認を必ずお願いします。万が一届いていない方はご連絡をください。

限度額認定証

限度額認定証とは、入院時一部負担金の支払額を限度額までとするものです。

8月1日からご利用できる限度額認定証の交付が必要な方は、申請が必要です。現在お持ちの方で8月以降も入院する方、もしくはこれから入院する方は、申請書の提出をお願いします。

（重要ポイント）国保税に未納がある場合、交付できませんので、国保税の納め忘れが無いようご注意ください。

高齢受給者証をお持ちの方は：

高齢受給者証を提示していただくことで限度額認定証の扱いになりますので、限度額認定証交付の必要はありません。

ただし、住民税非課税の方は、申請していただくことで更に限度額を低くすることができます。入院する方は申請をお願いします。

特定疾病療養受療証

特定疾病療養受療証とは、人工透析などの治療を受けた時に、一定の自己負担額で済むものです。

現在お持ちの方は、8月1日からご利用できるものを送付しました。新規に必要な方は、申請書の提出が必要です。

所得の申告はお済みですか

「高齢受給者証」「限度額認定証」「特定疾病療養受療証」の判定には、世帯の所得申告が必要になります。申告をしていない方がいると、適正な判定がされません。必ず申告をしてください。

問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当
055(262)4111